

第2号 令和4年10月

新潟市農業委員会

〒950-0195 管理係 TEL:025-382-4964  
新潟市江南区泉町3-4-5 農政振興係 TEL:025-382-4966  
江南区役所3階 農地係 TEL:025-382-4974

各区事務所

|        |              |                  |
|--------|--------------|------------------|
| 北区事務所  | 北区東栄町1-1-14  | TEL:025-387-1575 |
| 中央事務所  | 江南区泉町3-4-5   | TEL:025-382-4964 |
| 秋葉区事務所 | 秋葉区程島2009    | TEL:0250-25-5525 |
| 南区事務所  | 南区白根1235     | TEL:025-372-6791 |
| 西区事務所  | 西区寺尾東3-14-41 | TEL:025-264-7811 |
| 西蒲区事務所 | 西蒲区巻甲2690-1  | TEL:0256-72-8631 |

# 新潟市 農業委員会だより

Kamihaya farmers

米と向き合い、  
真面目に栽培！



左より従業員の畦田 悠基さん、鶴尾 徳昭代表理事、杉本 良介理事

地域で頑張る農業人

【江南区亀田地区の農事組合法人ミハヤ】  
2016年に後継者三人組で設立された、水稻栽培  
中心の法人です。  
詳しい紹介は最終ページをご覧ください。

目 次

- ◆ 市長と意見交換会、人・農地プランについて ..... 2
- ◆ 農地パトロールの報告 ..... 3
- ◆ 利用権の更新について、償却資産の申告のお願い ..... 4
- ◆ 安心な農地の貸し借りをしましょう ..... 5
- ◆ 各区事務所情報 ..... 6
- ◆ 稲わらもみ殻の有効活用、農業者年金・全国農業新聞について、  
農地賃借・売買の今後の日程(11~2月) ..... 7
- ◆ 地域で頑張る法人紹介、訂正とお詫び ..... 8

## 中原市長と意見交換

令和4年6月10日、中原市長と農業委員会役員による意見交換会が開催されました。

本意見交換会は、4月の農業委員会の立ち上げの際に、農業委員からさまざまな提案があつたことを受け、現在作業が進められている次期総合計画、市農業構想の策定を契機に、市長からの呼びかけにより実現したものです。

当日は、市の計画等への課題などの提案だけでなく、最新の農業課題についても意見交換が行われました。

### ◆主な意見交換内容

- 力強い農業生産基盤の整備保全
- 意欲ある担い手の確保・育成
- 高品質な農産物の生産体系の強化
- 生産性の向上と持続性の両立に向けたスマート農業技術の導入促進
- 所得拡大に向けた販売力の強化



高橋部会長（南区） 間宮会長代理（西蒲区） 虎澤会長（中央） 中原市長 三阪 農林水産部長（秋葉区） 平野部会長 首藤会長代理（北区） 本間会長代理（西区）

## 各地で人・農地プランの説明会、話し合いを開催

市内各地区で人・農地プランの説明会及び話し合いを実施しています。

人・農地プランとは、人と農地の問題を解決するため、「誰が」「どうやって」農地を守っていくか、地域で話し合って決めたものです。

北区の長戸呂地区では、昨年度から説明会を実施しています。6月にも説明会を開催し、現在は耕作状況を図面に色塗りする作業を進めています。



南区万年地区の様子



北区長戸呂地区の様子

南区の味方地区では、令和2年度から取り組んでおり、4月には法人を対象に検討会を開催しました。耕作者の意向調査をしながら、農地集積・集約化が図られるよう進めています。このほかにも北区新井郷地区、江南区曾川地区、南区万年地区、西区新通下地区などで説明会や話し合い、プラン作りに取り組んでいます。説明会を希望する地域につきましては、各区役所農政担当課までお問い合わせください。

## 農地パトロールを実施しました

8月までに各管内の農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局および関係機関で、前年度までの遊休農地や無断転用地、新たな遊休農地が無いか、実態および利用状況の調査のため農地パトロールを実施しました。

また、そのパトロール結果をもとに該当農地の現状整理や指導の対応などを協議するため検討会も行いました。



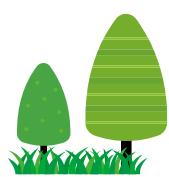
東区の様子



北区の様子



南区の様子



農地を適正に管理していない土地所有者には、適正に管理するよう指導しています。

遊休農地は病害虫・鳥獣害の発生や産業廃棄物の不法投棄を誘発し、悪化すると廃棄物から火災が発生するケースもあります。

地域に迷惑が掛かるだけではなく、一旦荒廃すると農地として再生することが難しくなります。自分では耕作できない、農地を使ってくれる方が見つからないとお困りの方は、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局各区事務所にご相談ください。



西区の様子



検討会の様子



遊休農地は、高齢化による離農や担い手不足により管理ができなくなり発生する」とが多く、そのほかに土地条件の問題や未相続農地などの要因でも発生しています。

市内の遊休農地は、令和4年3月末現在でおよそ98ヘクタールとなつており、海岸沿いの砂丘地で多く発生しています。

パトロールでは、地元委員による該当農地やその周辺の情報も交えながら確認をしていきました。

検討会では、指導の対応のほかに、どのような解消方法があるか、どう予防できるかなどの意見が交わされました。

## 重要1

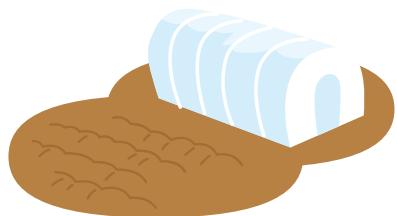
# 利用権の更新手続きは忘れずに!

農業経営基盤強化促進法による利用権設定をされた農地のうち、令和5年3月末で契約が終了する農地の貸し借りを続ける際には、契約更新の手続きをする必要があります。

更新せずに、契約期間が過ぎると耕作する権利が所有者に戻ります。

該当の方(貸し手・借り手)には、農業委員会事務局の各区事務所より案内をお送りしますので、ご確認ください。

手続きをする際は、申出書が必要となりますので、各区事務所へお問い合わせください。



今後の申出受付の日程は、7ページの「農地の賃借・売買等は農業委員会で(11～2月各種日程)」の「◆農業経営基盤強化促進法に基づく申請」の申請締切日をご確認ください。

※水田の場合、水稻作付期間中の契約は認めておりませんので、ご注意ください。

## 重要2

# 農業用の資産は償却資産申告が必要です

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業で使用している資産)も対象となっています。

償却資産の所有者は、その資産が所在する市町村長へ申告することが、地方税法第383条の規定により義務づけられています。

該当の資産がある場合は、毎年1月末日までに申告をお願いします。



### 農業で償却資産の申告対象(例)

ビニールハウス、乾燥機、もみすり機、自動選別計量器、保冷庫、パソコンなど

### 申告対象外(例)

農舎、トラック、最高速度が35km/h未満の田植機、コンバイン、トラクタ、自己所有のトラクタのトラクタアタッチメントなど

### お問い合わせ・申告先

新潟市 資産税課 償却資産係

電話 025-226-2277(直通)

E-Mail shisanzei.to@city.niigata.lg.jp

償却資産申告について、詳しくは新潟市ホームページをごらんください

「償却資産の申告について」<https://www.city.niigata.lg.jp/>



償却資産の申告についてはこちらから

# 安心な農地の貸し借りをしましょう!

## ～貸し借りは正規の手続きを～

農地の貸し借りをするとき、口約束や当人同士で作った契約書だけで済ましていませんか？

農業委員会へ手続きを行わない貸し借りは法律違反（農地法第3条違反）になります。また、貸し手・借り手の間でトラブルになりかねず、将来相続を受けた方にも影響します。

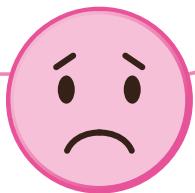
### 【所有者トラブル例】

- 農地を相続したけど、
- 誰がつくっているか分からぬ…
  - 農地を売りたいけど、いつ返してくれるのかな…
  - 無料で貸しているけど、どんな約束をしたのだろう…



### 【耕作者トラブル例】

- 相続人から今すぐ返して欲しいと言われた！
- 相続人から契約の証拠を見せて欲しいと言われた！
- 補助金や支援を受けようとしたら、認められなかつた！



トラブルを防ぐためにも安心な正規の手続きをしましょう。

### 正規な手続きとは？

「利用権設定」という手続きが一般的な方法になります。

貸し借りをする期間（3年・6年・10年）、賃料などを貸し手、借り手双方で決めて、農業委員会へ申し出をしていただきます。

貸借期間が満了すると、賃貸借関係は終了し、農地が戻ってきますので安心です。

また、双方が押印した書類も残りますし、契約内容を農業委員会へ問い合わせることもでき、安心です。

なお、引き続き、貸し借りをする場合は、再度申し出をしてください。

### よくある質問

|    |                           |    |   |
|----|---------------------------|----|---|
| Q1 | 契約を途中で解約したいのですが？          | A1 | 双方合意のもとで解約が可能です。<br>農業委員会に合意解約の通知をしていただく必要がありますので、農業委員会事務局各区事務所へお問合せください。 |
| Q2 | 契約の途中で貸し手が亡くなったら契約はどうなるの？ | A2 | 相続人に引き継がれますので、契約が終了するわけではありません。<br>(※相続した場合は農業委員会へ届出が必要です。)               |

お問合せ：農業委員会事務局各区事務所

北区

## 北区第一ハウス団地完成!



およそ20棟のハウスが並ぶ団地

この事業は、JA新潟市が主体となり、県と市から大規模機械化・施設整備の支援を受けたものです。パイプハウスでは、3月に大玉すいか、7月にメロン、10月には、ほうれんそう等が作付けられ、南浜地区の園芸生産の中核を担っています。

この地区では、市場評価の高い大玉すいかへ作付誘導し、共選出荷することで、令和3年度には販売額1億円を達成しています。その中心となる団地内の農家間では、熟練から若手への技術継承を図るとともに、ハウス内環境測定器を利用した適切な温度管理を行うことで、更なる品質向上に取り組んでいきます。

令和4年7月、北区南浜地区で、新潟県の園芸振興基本戦略に基づく第一大規模園芸ハウス団地の供用を開始しました。平成30年度に第一大規模園芸ハウス団地として5270㎡の農地に21棟、今回は第一回地として5322㎡の農地に21棟のハウスを設置しました。

中央

## 江南区の農産物を応援



地元産大豆 カメヨコなつとうギフトBOX

江南区産業振興課では、区づくり事業で農家等が取り組む農産物を使った商品開発や農産物のPRに関する事業の支援を行っています。その取り組みの一つとして、江南区の農事組合法人あけぼのクラブ、福祉事業所、区役所等で実行委員会を立ち上げ、地元で生産した大豆を納豆に加工した「カメヨコなつとう」のPRを行っています。

カメヨコなつとうは、水に恵まれた亀田郷で栽培された風味豊かな大豆を、北区にある就労継続支援B型事業所クローバー歩みの家で加工製造しています。農業と福祉がタッグを組んだ納豆です。今年度は、イベント出店やWEBページによるPRを企画しています。



8月部会の研修会の様子

また、8月区部会後には、「所有者不明農地の対応について」と題し、他県の事例等を参考に問題の解決に向け研修を行いました。

今回の研修を今後の活動に活かしてまいります。

秋葉区

## 秋葉区部会研修の開催

秋葉区部会の農地利用最適化推進委員の皆さんは20名のうち12名が新しく委嘱されるなど、農業委員会の業務に携わるのが初めての方も多く、委員の皆さんも戸惑いの多い出発でした。

こうした中で本年度の農地パトロールの実施期間を迎えることとなり、農地パトロールの実施説明と、農地法についての研修会を6月10日に2時間余りにわたり開催しました。皆さんからは、長時間にわたる研修にもかかわらず真剣に研修をしていただき、活発な質疑が行われ、実際の農地パトロールでは、積極的に遊休農地の解決に取り組んでいただきました。

## 稻わら・もみ殻は野焼きせずに有効活用しましょう

例年、野焼きで生じた煙による火災の誤認や住民の健康・生活被害など、野焼きに関する苦情が多く寄せられています。

稻わら・もみ殻は貴重な有機資源です。環境と人にやさしい農業のためにも、水田へのすき込みや堆肥化するなど土づくりに有効活用しましょう。



### 老後の安心は 国民年金+農業者年金で!

#### 【加入資格】

- ・60歳未満※
- ・**国民年金第1号被保険者**
- ・農業に年間60日以上従事している方

※令和4年5月より一定の要件を満たす方については、加入年齢が60歳から65歳に引き上げになりました。

詳細はお近くのJA・農業委員会事務局各区事務所または下記HPへ

<http://www.nounen.go.jp>



### 全国農業新聞を 購読しませんか?

- 農家の経営と暮らしに役立つ情報紙
- 毎週金曜日発行
- 購読料1か月700円
- どこでも読める電子版も配信中  
(毎週金曜日午前0時に配信、月額500円)
- 購読の申込み先  
お近くの農業委員・農地最適化推進委員・農業委員会事務局各区事務所まで



## 農地の賃借・売買等は農業委員会で(11~2月各種日程)

#### ◆農地法に基づく申請・届出

| 月   | 申請締切日 | 届出締切日 | 月   | 申請締切日 | 届出締切日 | 月  | 申請締切日 | 届出締切日 | 月  | 申請締切日 | 届出締切日 |
|-----|-------|-------|-----|-------|-------|----|-------|-------|----|-------|-------|
| 11月 | 7日    | 7日    | 12月 | 5日    | 6日    | 1月 | 6日    | 10日   | 2月 | 3日    | 3日    |
|     |       | 16日   |     |       | 14日   |    |       | 18日   |    |       | 13日   |
|     |       | 25日   |     |       | 22日   |    |       | 26日   |    |       | 22日   |

#### ◆農業経営基盤強化促進法に基づく申請

| 総会  | 申請締切日  | 市の公告日  | 総会  | 申請締切日  | 市の公告日 | 総会 | 申請締切日  | 市の公告日 | 総会 | 申請締切日 | 市の公告日 |
|-----|--------|--------|-----|--------|-------|----|--------|-------|----|-------|-------|
| 11月 | 10月25日 | 12月14日 | 12月 | 11月25日 | 1月17日 | 1月 | 12月23日 | 2月14日 | 2月 | 1月25日 | 3月14日 |

#### ※注意※

農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、中間管理機構を通す契約については1月総会(12月締切)分以降、手続きが一部変更となります。

これまでには、総会月前月の25日ごろが申出締切日となっていましたが、変更後は総会前々月の25日ごろとなり、申出締切日が1ヶ月早まります。申出から権利の確定までの期間は大きく変わりありません。

| 総会月  | 申出締切日                | 市公告                           | 県公告              |
|------|----------------------|-------------------------------|------------------|
| 1月総会 | 12月23日               | 2月14日                         | 3月31日 権利の確定日     |
| 2月総会 | 従来の2月総会案件を3月総会で審議します |                               |                  |
| 3月総会 | 1月25日<br>従来の2月総会の申出日 | 4月13日<br>権利の確定日<br>従来の2月総会と同月 | —<br>市公告により権利が確定 |

## 地域で頑張る農業人を紹介

### 農事組合法人 カミハヤ

#### 【現在の経営状況】

●水稻 約70ha

#### 品種内訳

|          |        |       |       |
|----------|--------|-------|-------|
| ・新之助     | 10 ha  | 10 ha | 22 ha |
| ・「しげふき」  | 5 ha   | 8 ha  |       |
| ・ゆきん子舞   | 3.5 ha |       |       |
| ・あきだわら   | 3 ha   |       |       |
| ・にじのきらめき | 3 ha   |       |       |
| ・新潟次郎    | 3 ha   |       |       |

・そのほか乾田直播でコシヒカリ、キヌヒカリにも取り組んでいます。



稻の生長の様子を確認中

#### 【日々のこと】

昨今は燃油・生産資材の高騰でかなり困っています。今までの常識を疑い、耕うんのやり方や代播きの必要性などを考えながら低コスト化を実践し、何とか対応しています。

しかし、そのような中でも収穫を迎えた新米を家族と食卓を囲んで食べるときは農業をやつてきて良かつたと感じます。

#### 【わが法人の自慢】

特別な栽培方法や高付加価値な農産物を作つてはいませんが、生産に真面目に取り組み、どこに出しても恥ずかしくない米を生産しています！皆さんが当たり前に見ている綺麗な田園風景を守つていくため、離農する方の農地をなるべく受け、自社販売はほとんど行わず、生産に特化した高効率な農作業をしています。



コンバインを点検中

#### 【今後の目標】

経営面積100haを目指しています！

今後は、農業経営を家族だけに託すのではなく、やる気のある人にも託して、規模拡大・収益確保を目指し、持続的な農業を実現していきたいです。

また、今年度初めて小麦にチャレンジしました。新潟は米…という考え方を見直して、皆さんから預かった田んぼを最大限に生かし、消費者が求める農産物を作つていただきたいです。

若い人達が農業をやりたくなるような「楽で儲かる農業」を目指しています。

【設立のきっかけ】

同年代の3人がほぼ同時期に就農したこともあり、いつか3人で法人をつくり農業をしたいと話していました。就農して十数年経つたころ、それぞの経営規模も大きくなり、個人農家では施設や労力確保に限界を感じていたため、3人で話し合い法人化とライスセンターの建設を決めました。

#### 【訂正とお詫び】

令和4年7月発行の新潟市農業委員会だよりP.4において、農地利用最適化推進委員の担当地区に誤りがありました。関係者各位にはご迷惑をおかけしましたこと深くお詫び申し上げます。

(誤)両川 鈴木 金一 → (正)横越 鈴木 金一